



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043(222) 7207 番

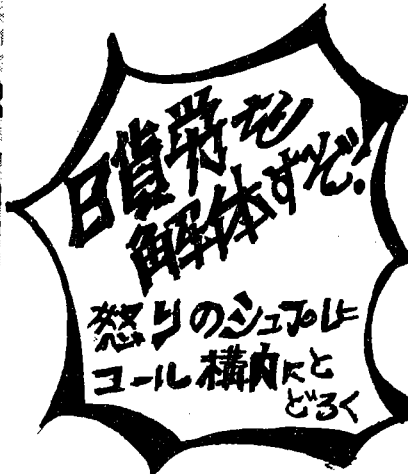
83. 2. 25 No. 3746

貨物84人体制「打破」

合理化粉砕の第一弾打ぬく

二・一九春季第一波佐倉拠点ストライキは、当該佐倉支部をはじめ、かけつけた千葉転・銚子・成田支部の仲間とともに意気高く闘いぬかれた。

年末手当の格差支給をはじめ、「経営危機」を口実にした合理化攻勢にたいする貨物職場労働者の日々積みも積もった怒りが爆発しストライキをうちぬく原動力になった。これではまだすまない、何波でも闘いぬこうという声が高ま



っている。貨物「八千人体制」合理化をゆるさず、格差粉砕・年度末手当獲得へ、さらに闘いぬく決意を固めている。

佐倉支部は、スト前夜の十八夕方からスト前夜集会を二十名の結集でかちとり、翌十九日午前四時半の乗務員を先頭に続々ストに入した。そして九時すぎからスト突入集会を開催した。

十二時半からは千葉転・銚子・成田支部組合員とともに検修庫までで総決起集会を九十名の結集でかちとった。

集会は田中支部書記長の司会で、はじめに宮内支部長が年末手当の不当な低額と合理化は絶対に認められない、ストを闘いぬくと決意をこめたあいさつをのべた。

つづいて本部田中書記長が闘争報告を行った。田中書記長は、旅客支部の仲間も貨物支部と怒りを共有して闘おうとよびかけ、このストの目的と分割・民営化の破綻を明らかにするとともに、貨物の闘い、旅客の闘い、さらに解雇撤回闘争にこの春全力でたとうと訴えた。次に水野総連合委員長よりあいさつと決意をうけ、かけつけた銚子越川副支部長、成田岩井青年部長、千葉転五十嵐支部長がそれぞれあいさつを行った。動労水戸、動労西日本北陸支部からのメッセージの紹介ののち、佐倉支部からの決意表明を行った。乗務員・事務・車両技術各分科会の代表と青年部長、貨物協議会がそれぞれ怒りをこめて決意をのべた。

さいごにシュプレコール、団結ガンパローで集会を終了した。



当届よ! まさか 自らの襟元を正せ

千葉転・福田君の不当処分を撤回せよ

千葉支社当局は、二月一日、千葉転支部福田君に対し、線見訓練時に「指定列車を独断で変更し、かつ指示に従わなかった」と作り直すというような経緯がとして、「出勤停止一日」の不当処分を通告した。動労千葉は、この不当処分を撤回せよと強く要求している。この不当処分は、この間の質問に直ちに処分の撤回を求める申し入れを行い、二月二日に団交が行なわれた。

団交のなかでは、線見訓練を理由に現場の運転士には重処分を行なう一方で、本来最も責任が問われなければならないはずの支社の線見に関する対応が、運輸省の指導をも無視した全くデタラメなものであることが追及された。具体的には、(1)「初めて運転する線区に関しては最低五回」と運輸省で定められている線見訓練に関し、構内については全く線見が行なわれていないこと、(2) 実設訓練にあたって、初めて運転する線区を、線見もなしにいきなりハンドルを握らされていること、(3) 千葉転支社の京葉線経由の団臨仕業について、指導員が添乗するだけで、ハンドルを握らせていること、(4) 輸送混乱時に、駅の誘導担当が添乗するだけで、初めて乗務する箇所での運転が強要されていること、(5) この間千葉転支社では、指導員自身が、五回の線見の必要

分を撤回せよ。しかもこの間、運輸省令違反(無資格運転)を強要していた会社側の指導責任は、何と「訓告」なのである。法律違反の「業務」を強要していた当局が「指示違反を理由に「出勤停止」などというところが、一体何処で通用するところか! 当局よ、不当処分を撤回せよ。